

經濟論叢

第148巻 第1・2・3号

固有価値の経済学	池上 惇	1
社会統計学の「外敵」と「内敵」(2)	長屋 政勝	22
マレーシアの石油権益における連邦と州の対立(2)	中島 健二	54
自由貿易体制下の英国糖業(2)	大沼 穰	65
世紀転換期英国における地価課税運動(2)	藤原 一哉	76
スコットランド坑夫繫縛制変遷概観(1)	加藤 一弘	89
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合併企業の位置づけ(1)	石川 康宏	107
オルタナティブ・エコノミーとしての プレビッシュ理論	安原 毅	119
「国民経済」の「自立性」に関する一考察	南 有哲	137
日本における塩化ビニール産業の 勃興とその影響	岡本 利生	155

平成3年7・8・9月

京都大学経済学会

マレーシアの石油権益における連邦と州の対立

——連邦国家形成の一事例(2)——

中 島 健 二

III 連邦憲法とサラワクの特権

サバ, サラワクは連邦加盟の見返りとして, 連邦からの潤沢な財政援助を受けることとなった。しかし, 交渉以前から豊富な石油資源に恵まれていたブルネイにとっては, この条件はそれほど魅力的なものではなかった。そのうえ, 交渉の場で, マラヤ側がブルネイの石油管轄権を連邦成立後から10年間に限定する意向を示したのだから, ブルネイが構想に最後まで前向きな姿勢をとれなかったのもうなずける²⁰⁾。

ところで, この10年間という期限は, 連邦成立から11年目の74年にサバ, サラワクの石油権限を連邦へ移譲する方針を打ち出した新石油法が制定されたことと符号しており, 興味深い。はたしてマラヤ連邦政府はサラワク沖合油田がまだ発見されていない時点で, ボルネオ地域のすべての原油を10年程度をめどに自らの手に移管する意図を持っていたのだろうか。少なくともマラヤ政府はサラワクとの連邦加盟交渉の場では, 石油の権限に対する将来的な意思を示さなかった²¹⁾。その理由は確証できないが, おそらくたとえサラワク沖での大型油田発見の公算が大きかったにしても, 連邦がその権限を確保するための法的根拠をまだ有していなかったことにあるのではないか。ブルネイの主力油田は

20) 1963年2月の交渉では連邦側がブルネイの政府収入と外貨準備に一定の保証を確約し, ブルネイ代表はマレーシア参加への姿勢を表明した。連邦が石油管轄権の移譲を提案したのは同月6月の交渉の場である。Silcock, T-H., E.K. Fisk, *op.cit.*, pp. 54-55, Ongkili, J. P., *op. cit.*, p. 172.

21) Datuk Bin Serjan, *op. cit.*, p.123.

海岸に位置していたから、豊富な石油資源の管轄の問題はすみやかに決着をつけるべき懸案事項であった。そしてその交渉は決裂した。一方、微妙なタイミングから、連邦とサラワクの交渉の場では、石油は話題にものぼらなかったのである。

しかし、最初の沖合油田が発見された後も、さらには66年に「大陸棚法」と「石油鉱業法」が制定され、沖合油田を領有する法的根拠を確立した後も、連邦側は石油の問題を持ち出そうとはしなかった。重要なことは、土地資源と開発政策に対する権限の所在とその不可侵性の保障というIGCの合意原則がこの間に打ち立てられたことである。この合意原則は両州を連邦加盟へと歩み寄らせた最大の誘因の一つなのであり、連邦政府はそれに明らかに抵触する二法の適用によって、沖合原油への期待を強く抱いていたサラワク州の反感を不必要に買うことを恐れたのではないかと思われるのである。折も折、65年にシンガポールが連邦を離脱し、連邦構想の基軸が崩れたことや対シンガポール自由貿易の終息への失望などを理由に、サバ、サラワクからも連邦維持の再検討や離脱を要求する声が一部の有力政党からあがっていた²²⁾。

とはいえ、ブルネイとの交渉のなかでマラヤ政府が将来の石油資源の移管の意思を一度でも表明したことの意味は決して小さくない。というのは、たとえ連邦加盟時に州の石油権限が憲法によって保障されたとしても、ブルネイのスルタンの法律顧問が述べているように、連邦政府が石油権益に固執し続けたとしたら、憲法改正という非常手段に訴えてでもそれを奪い取ることは可能であったからである²³⁾。結局、この懸念が最大の障害となり、ブルネイはイギリ

22) サバの自律性を主張し、親連邦派の指導者ムスタファ（州知事）とことごとく対立してきたUPKO（UNKOの後身）の指導者で州首席大臣のステファンは、64年末に連邦政府の任命でクランブルへ赴任となり、本拠地から引き離されていたが、シンガポールの分離をきっかけに、サバのマレーシア残留の当否を問う住民投票の実施を暗に提案し、連邦内閣からも罷免されてしまう。伊藤潔「マレーシア・サバ州における複合民族社会の政治事情」『アジア研究所紀要』第13巻、1986年、167-168ページ。

23) 「石油に対する権限を誰が有するかという問題だけではなく、新たな油田が将来発見された場合、その土地に誰が権力を行使できるかということもまた問題である。土地は現行のマラヤ、サラワク、サバの憲法でも州の権限とされてきたが、憲法改正によって錫鉱山とその生産の支配が

ス保護領のままとどまることとなったのである。

マレーシア憲法は世界でも最も改正の多い憲法として有名であり、一般には連邦下院の2/3の多数決で改正は可能となる。しかし、サバ、サラワクの特権的地位に関する条項に関しては、これら2州（もしくは関係するどちらか1州）の同意を必要とする。言い換えれば、改正に対してこれら2州は拒否権を発動することができる。ただし、その同意を与えるのは両州の議会ではなく、体制の象徴的地位にある知事（Governor）であるとされた。はたして知事が住民のコンセンサスを得たうえで、それを同意権（拒否権）の行使に反映させるかどうかは保証の限りではなかった²⁴⁾。そのうえ、65年のシンガポールの離脱が連邦議会の勢力地図に重大な影響を与えることとなった。連邦発足直後、シンガポールとサバ、サラワクを合わせた連邦下院の議席数はかろうじて1/3を越えていたが、シンガポール離脱後、両州の議席数は1/3を割り込んだ。マラヤ側はこうして両州の知事の同意さえあれば、住民の総意を計ることもなく、憲法の改正に踏み切ることが可能となったのである²⁵⁾。しかも、マラヤ連合党＝連邦政府はこの肝心の知事のポストにマレー・イスラムの人物を据えることに成功していた。マレーシア条項で保障されたサバ、サラワクの自律的な地位とは裏腹に、知事や行政を担う首相の職に親中央政権の人物をつけ、彼らを遠隔操作することがUMNOなどマラヤ側の干渉の常套手段とされたのである。この点については、次の節でも触れる。

要するに、66年の二法の即座のサバ、サラワクへの適用は両州をいたずらに刺激することを恐れて実行されなかったが、連邦政府はいずれは両州へそれを適用するというかたちで、マレーシア条項を破る余地を残した。州は憲法を盾にそれを拒否することができるのであり、実際、サラワク州政府は「大陸棚」

権を連邦政府は手中にしてきた。同じことがブルネイがマレーシアに加盟した場合に石油産業において起きるかも知れないという疑いは残る」。

Interview with Justice Neil Lawson, Q. C., Lewes, England, June, 1972, cit. from: Ongkili, J. P., *op. cit.*, pp. 172-173.

24) Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, *op. cit.*, p.110, Datuk Bin Serjan, *op. cit.*, p.130.

25) Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, *op. cit.*, p.109.

の拡張に難色を示したのであるが、憲法改正という非常手段が原理的に実行可能であるということはそれ自体で、州に対する大きな威圧となっていた。68年7月にサラワク最初の沖合油田が生産を開始し、原油生産量は前年比4.4倍、生産額は4.8倍に達した²⁶⁾。石油企業の所得が増大する関係上、ここにいたって、この油田を含む大陸棚一帯の資源がどこの管轄下にあるのかを改めて明確に定めておくことが緊要の問題となった。

連邦政府蔵相とサラワク州首相タウィ・スリとの12月の会談で、「大陸棚法」の拡張問題について初めて話し合いがもたれた。席上、連邦政府からの特別助成金のうち *escalating grant* を69年の2,700万Mドルから70年に1,200Mドルへ削減するかわりに、沖合原油生産からの収入はすべてサラワク州が確保するという案が連邦政府から出され、タウィ・スリ首相はそれに同意したという。これは連邦側が「大陸棚法」の拡張をあきらめるか延期することを意味する。ただし、この取引の内容は首相の後日の説明によるもので、連邦側に公式の記録はない。サラワクの原油生産がその後も急増していくなか、翌年10月に州の閣僚全員がクアラルンプルに呼ばれ、資源の帰属問題が再び交渉されたことは、最初の接触で折合がつかなかったことを示している。しかし、この交渉でも合意に達することができず、連邦政府はただちに、前回の交渉で話題にのぼったと思われる *escalating grant* の削減に加えて、*balancing grant* (それまで毎年580万Mドル拠出されていた) の廃止を通告した。そのうえ、この条件を受け入れてでも石油の権限に固執するようであれば、当時発令中の緊急事態宣言を法的な根拠に(次節で説明)、サラワク大陸棚の連邦領への併合を行使することを示唆した。緊急事態はその後終息し、併合の措置は実際にはとられなかったが、連邦政府のこのような強硬な態度のまえに、州政府は沖合資源の連邦への帰属をそれ以後、実質的に認めざるを得なくなり、石油収入を連邦政府が受け取ることが確実となったのである²⁷⁾。

26) 註6)に同じ。

27) この2度の交渉の模様は、Leigh, M.B., *The Development of Political Organization and Leadership in Sarawak, East Malaysia* (A Thesis Presented of Cornell University for

マレーシア条項では、64—68年の *escalating grant* は毎年順に3.5, 7, 11.5, 16, 21 (単位: 100万Mドル, 以下同) と規定された²⁸⁾。上述の会談から69年にはそれが27にまで拡大されたことがわかる。69年10月に出された連邦政府の提案はそれを翌年に15削減し、さらに *balancing grant* 5.8を廃止するというものであったが、この総削減額17.8は69年の連邦政府からの資金配分の45%、州政府の経常歳入と開発予算歳入の18%にも相当する。したがって、もしそれが実行に移されれば、州財政への影響は計り知れず、突然の提案に対応を練る時間的余裕はなかったはずである。

では、その見返りとして得られる石油ロイヤルティはどうであったか。およそその見当の域を越えないが、71—75年のマレーシアのロイヤルティは総額350 (州政府178, 連邦政府172) であり、これは同期間の原油生産額2,600の14%に相当する。この14%という比率は、60年代後半からのOPECの統一課税方式における〔ロイヤルティ/公示価格〕の値12.5%に近似する。そこで、この比率が71年以前にも妥当すること、71年以後の連邦政府の取り分がもともと州政府の取り分であったものを取り崩すものであったと仮定する。この仮定は連邦「石油法」にもとづく71以降の連邦政府の対企業交渉力とそれ以前の州単独の交渉力を同一視している点で、州の収入を過大に算定するおそれがある。しかし、その仮定にもとづいて概算しても、ロイヤルティは69年2.7、70年には5.2にしかならない。71年には23と算定される²⁹⁾。したがって、70年の一年間に限れば、連邦の財政支援の減額を石油収入で補うことは到底できなかったと思われる。

つまり、サラワク州政府は69年の交渉時点で石油収入をはるかに上回る財政

\Ph.D.) 1971, pp. 233-234による。

28) Datuk Bin Serjan, *op. cit.*, p.123.

29) 原油生産額は註26)、ロイヤルティは註10)に同じ。OPECの統一課税方式については Ghanem, S., *OPEC: The Rise and Fall of an Exclusive Club*, Kegan Paul International, 1986, chap. 6. なお、12.5%の比率はサバ・シェルとサバ政府との協定において実施されたことは確認できる。Sullivan, A., C. Leong, eds., *Commemorative History of Sabah, 1881-1981*, Sabah State, p.299.

援助の削減を突き付けられたのである。おそらく原油生産の潜在的能力は強く認識されていたであろうが、当面の収入の減少がいつ回復するかまでは確定できなかったであろう。たとえ、それを覚悟のうえであくまで石油資源の主権を主張してみても、非常事態の特別立法措置として州沖合を併合することも辞さないということを示唆された以上、州政府が譲歩に応じる以外に選択の余地がなかったというのは当然である。

IV 結末——連邦体制の中央集権化と石油資源の移管——

69年のサラワクの石油生産量はまだ相対的に少なく、連邦がボルネオ2州の石油権限を完全に独占する76年の同州の生産量のわずか8%にすぎない。しかし、その潜在的能力を見越していたからこそ、州政府は管轄の移譲に抵抗し、連邦政府は強硬な態度でその実現を図ったのである。サラワク産石油への連邦政府の課税は71年から行なわれたが（第1節参照）、この時すでに連邦政府はインドネシアにならって「生産分与契約」を実行する準備に入っていたと思われる。というのは、政府がこの年はやくもサラワク・シェルに対してロイヤルティの一部を現物で支払うように要請しているからである。そのねらいは原油マーケティングの経験を積み、将来の新方式のもとで分与される原油の販売能力を高めておくことにあった³⁰⁾。

71—75年の州から連邦への石油権限の移行期は、国際石油市場がさらに供給側の地歩を高めていく時期であった。73年末までに中東OPEC諸国は公示価格（posted price: 中東産油国の課税参照価格。もともとはメジャーズが独占的に設定した中東からの原油積出価格）をメジャーズへ諮ることなしに引き上げる交渉力を獲得した。中東の公示価格は70年から74年初にかけて5倍以上に急騰し、原油は一挙に高価格時代を迎えることとなった。また、中東OPECは60年代末からの懸案であった「権利参加」（participation）を果たし、それによっ

30) Adnan. M. A., *op. cit.*, p.249.

分的に買戻し、以後その割合に応じて原油を分与される権利を得ることとなった。政府の原油は実勢価格より高く売れ、系列取引ではない販売をテコに売手市場を確立した。

マレーシア連邦政府はこの順風に乗って、74年7月に、「石油鉱業法」に代わって「石油開発法」(Petroleum Developing Act)を制定した。その眼目は第一に、インドネシアにならってマレーシア国营石油公社 (PETRONAS) を設立し、同機関へこの国の石油資源の所有権を全面的に移譲することである。したがって、これまで法的に未解決のままであったサバ、サラワク両州の石油管轄権も同機関に完全に移転され、同時に、それまで石油会社に譲渡されていた石油の利権はすべて無効とされることとなった。第二の眼目は、PETRONAS が石油資源の所有者であるのみならず、その開発を管理する唯一の事業主体であるとされたことである。翌年に改正法が出され、PETRONAS の管理は石油製品、石油化学製品のマーケティングにまで拡大された。同法のもとで石油企業が政府と生産分与契約を結べば打撃を受けることは必至であった。74年に生産を開始したばかりのエッソは所期の予想利潤の圧縮が厳しく、75年に事業を一時停止して抵抗を試みた。ようやく76年末に連邦政府とシェル、エッソとの間で合意を見て、新しい生産分与契約が締結された。なお、このときにまだ探鉱段階にあったコノコはこの2社の契約条件を不満として撤退し、その鉱区は PETRONAS の子会社に受け継がれた³¹⁾。

生産分与方式によって、州の石油収入は連邦と折半されるロイヤルティに限定されることとなった。それは原油生産量の5%に相当する。それに対して、連邦側の取り分は PETRONAS が生産量の27%、政府が36.5%とな

31) 「石油開発法」については、石油公団企画調査部他、前掲論文、10-13ページ。コノコの撤退は78年で、同年 PETRONAS の子会社 PETRONAS CARIGALI が設立され、その鉱区を引き継いだ。同社の初の油田発見は81年。83年には同社が単独で保有する鉱区はマレーシア全鉱区の42%を占めるにいたった。こうした上流部門の自前の能力の拡充のかたわら、PETRONAS の方針とされた下流部門への進出は83年の独自の製油所建設をもって本格化していく。それまでの3つの製油所はいずれもエッソかシェルの所有と経営によるものであった。石油公団企画調査部他、同上論文、2、13、15ページ。

る³²⁾。両者の差は歴然としているが、この局面においては、連邦とサラワク州との交渉よりも連邦とサバ州との交渉の方が長く続いた。サラワク州は71年から実質的にその石油権限の大半を連邦政府へ委ねていたから、今回の交渉も即決ではなかったにせよ、75年に権限は正式に放棄された。もっとも、71—75年の石油収入を概算すると連邦が624、サラワク州が168であったから、新方式によって、連邦の方が収入のシェアをさらに伸ばすこととなり、サラワク州が一層不利な条件に追い込まれたことに違いはない。それに対して、サバ州政府が一方の契約当事者となっていたサバ・シェルの生産開始は75年であり、76年にはいきなりマレーシア第二の油田を抱えることとなった。石油危機によって石油の重要性が格段に高まったことを考えれば、60年代末のサラワク以上に、その管轄権をすんなり移転することに相当の抵抗を感じたことは想像に難くない。サバ州が土地および資源に関する憲法上の権利を放棄することに最終的に合意したのは76年6月のことであった。

ところで、サラワクの68、69年の交渉で石油権限の移譲に難色を示した州政府は、中央に反発するSNAPの首相ニンカンがUMNOの露骨な圧力によって解任された後のマレー・イスラム派の親連邦政権であった。この時期、マレーシア中央の与党連合政党と連邦政府は2度にわたり、サラワクを巻き込む非常事態宣言を発令している。最初は67年に先のニンカン解任後の混乱の収拾を図るために同州に出されたもので、それによって首相解任を不当とするサラワク高等裁判所の判断が斥けられた³³⁾。二度目は69年5月の西マレーシアでの

32) ロイヤルティは生産量の10%でそれが連邦と州政府とで折半される。生産量の20%はコスト名目で企業の取り分。残りの70%が企業3: PETRONAS 7の比率で分与される。この所得からそれぞれ45%が所得税として連邦政府に与えられる。エッソ、シェルとの具体的な協定はこの原則に従っているが、配分比率には若干の差がある。Adnan, M. A., *op. cit.*, p.247.

33) SNAPの指導者で州政府の初代首席大臣となったニンカンは、サバのステファン同様にサラワクの独自の地位を維持することに政策運営の力点を置いていた。一方、サバのムスタファ同様に、連邦政府はマレー・イスラム集団の指導者の一人であるタイプを通じて、州の与党連合の切り崩しと再編を画策した。両者の最大の対立点は、憲法によって保証されていたブミプトラの保留地を売買できるようにする土地改革法をニンカンが成立させようとした問題であった。ニンカンはむしろこの特権が貧しい現地住民を土地へ縛り付け、彼らの資金不足の原因になっていると考えた。タウィ・スリは、議会少数派に転落したニンカンを連邦政府首相が解任した後に任命

「人種暴動」(総選挙の結果をめぐるマレー人と華人との偶発的な衝突と流血)の直後に発令されたもので、前節でみたように、連邦政府はこの非常事態宣言を盾にしてサラワク州政府へ石油権限の移転を迫ったのである。マレーシア連邦憲法150条によれば、非常事態の間は憲法の至高性が否定され、連邦議会が非常事態に際してのその必要性を判断したうえで可決した法律はたとえ連邦憲法との整合性に欠けても有効とされる⁸⁴⁾。連邦政府の強硬な態度はこうした法的正当性に支えられていたのである。

しかし、ここで指摘しておくべきことは、最初の非常事態宣言で安泰となった親連邦政権が、第二の非常事態宣言中に石油権限をめぐる容易に連邦政府と折合がつかなかったという事実である。興味深いことに、サバにおいて連邦の石油権益の拡張に反発したのも、それまで連邦政府に従順で「マレー化」を積極的に推進していた政権であった。すなわち、マラヤ連合党の後ろ盾のもとに州知事、首相を歴任し、60年代末にUPKO(UNKOの後身)を勢力減退と解散に追い落とした実力者ムスタファは、「石油開発法」の収入配分に強い不満と反対を唱えた。これが、ムスタファが連邦政府から離反し、分離独立を考えるに至る重要な一因となったのである⁸⁵⁾。

連邦体制における特権的な地位こそがサバ、サラワクを連邦へと引き付けた。石油を含む土地および資源の主権の保障もその一つであった。にもかかわらず、マレーシア連邦の中央勢力は連邦発足当初から、中央が強大な権力を発揮するマラヤ連邦体制の拡大をめざした。そして、遠隔操作を容易にほどこせる〈マレー・イスラム〉寄りの政権を両州にこしらえることに腐心した。マラヤの与党連合政党にとって、連邦下院の2/3以上の議席をつねに確保しておくこ

ゝされたのであった。田村慶子、前掲論文、23-27ページ、伊藤潔「マレーシア・サラワクにおける複合民族社会の政治事情」『アジア研究所紀要』第14巻、1987年、171-172ページ。

34) Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, *op. cit.*, pp. 106-107.

35) 註22)参照。下元豊「マレーシア・サバ州における政党政治の展開、1961-1976」『アジア経済』第27巻第7号、1986年、41-42ページ。連邦政府は石油の利益配分の問題で反発するムスタファへの報復措置として、76年に当時実施中の第3次マレーシア開発計画のサバでの実行を一時見合わせ、ムスタファとUSNOを連邦離脱の具体的な検討へと追いやることとなった。土生良樹「サバ州(マレーシア)の政変」『海外事情』1985年、第9号、91-92ページ。

とが憲法改正の行使能力という点から絶対的な権力の基準とされたのと同様に、サバ、サラワクの政権トップの後ろ盾として構えておくことが両州に関連する憲法の修正を可能にするという意味で絶対的な威圧の手段となった。ところが、こうして出来上がった政権でさえ、連邦成立後しばらくして慎重に持ち出された石油権限の州から連邦への移行の提案には容易に同意しなかった。サラワク州の場合、そこで持ち出されたのが、もう一つの特権である特別助成金の削減であり、さらには非常事態宣言下で公布される法律の憲法に対する優越性であった。サバ州の場合、ムスタファは連邦にとって好ましからざる指導者と見なされ、連邦は彼を政権から排除する動きに出た。

このように、石油権限の問題は連邦発足当初に標榜された〈連邦—ボルネオ2州〉の望ましい関係にしたがって解決されたのではなく、むしろ連邦がボルネオ2州に対して中央集権的な権力を確立していくうえでの重要な要素となったのであり、またこの関係の変質に沿って解決されたのである。⁷¹ 76年の憲法改正によって、連邦形成の最大の要諦とも言えるサバ、サラワク現地住民のマレー人と同等の特権的地位（註11参照）と宗教の自由に関する規定が撤廃され、マレー「同化」政策の方向が明確に打ちだされることとなった⁸⁰。

76年以降のマレーシアの経済発展にとって、石油つづいて天然ガスが果たしてきた役割は測り知れない⁸⁷。しかし、連邦政府による石油・天然ガス関連産業の育成は、本稿で見たような歴史から出発している。連邦体制下の「国民経済」はそれ自体政治的な力関係から生じたものである。本稿はサバ、サラワクが単独で（あるいはブルネイを含めた連合組織として）独立できたかどうか、

36) Datuk Nicholas Fung Ngit Chung, *op. cit.*, pp. 101-102.

37) 連邦政府経常収入に占める PETRONAS の所得税の比率は76年の3.7%から84年の18.3%へ、また石油関連収入の比率も75年の8%弱から80年の20%弱、81-85年で21%から25%程度へと着実に上昇（80年に原油輸出従価税（輸出額の25%）が付加されるようになったことが大きな要因）。さらに、80年代初めの開発支出の増大の際の国内最大の資金源は PETRONAS であった。また、天然ガスを主な動力源・原料としてエネルギー集約的な資本財・中間財を生産するプロジェクトが PETRONAS と外資導入を軸に80年代に次々と展開されていく。財政については木村睦夫、前掲論文、112ページ、第19表、安田信之「プミプトラ政策と工業調整法」堀井健三他編、前掲書、167ページ、第7表、『アジア・中東動向年報』各年版を参照。

あるいは両州が石油資源とその収入を単独で最大効率的に配分できたかどうか、両州が単独で「石油開発法」のような法整備を行なったうえで企業と渡りあっていけたかどうかという議論の立て方をしてこなかった。こうした問題にはいずれも否定的な答が返ってくるであろうし、そこからは連邦の権限の高まりは一概に否定できないという議論が導きだされるであろう。だが、これはこれで一面的な論理を免れないことも事実である。要するに問題の所在は連邦の権限強化にいたる手続きの正当性いかなのである。昨年10月のマレーシア総選挙で、サバ州首相率いる「サバ統一党」(PBS)が連邦の与党連合から野党側にくら替えし、マハティール連邦政権を怒らせたが、サバが原油ロイヤルティの分配をめぐる連邦政府と対立していることがその背景にあると新聞は報道している³⁸⁾。石油をめぐる利害の対立は現在まで尾を引いているのである。

38) 『朝日新聞』1991年1月6日特派員電。